

## 提出方法

### 所得税の確定申告 提出方法

#### 【電子申告】e-Tax を利用すると便利！

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、金額などを入力すると自動で確定申告書などが作成できます。

- 作成した確定申告書は、印刷して書面で提出できるほか、e-Tax を利用して送信できます。
- 確定申告書は、お手持ちのタブレットやスマートフォンでも作成できます。
- タックスアンサー（よくある税の質問）では、一般的な回答を調べることができます。

国税庁  
ホームページ▶



#### 【郵送】

封筒に住所・氏名を記入して、次の宛先に郵送してください。  
〒262-8507  
千葉県花見川区武石町1丁目520番地  
東京国税局業務センター千葉西分室（成田税務署）宛て

#### 【窓口受付】 作成済み申告書を受付します。

- 受付時間 月～金曜日 8:30～17:00（休日を除く）
- 場所 成田税務署1階相談窓口<成田市加良部 1-15 >
- ※税務署窓口では、3月16日（月）までは、確定申告書の作成・相談はできません。

「所得税の確定申告の窓口受付・相談」に関しては、10・11ページをご覧ください。

### 市民税・県民税の申告 提出方法

#### 【電子申告】令和8年度（令和7年中所得）から電子申告がスタート！！

スマートフォンやパソコンから、マイナンバーカードで、eLTAXのホームページ、マイナポータルと市公式ホームページを経由して電子申告ができます。詳しくは、市公式ホームページをご覧ください。



#### 【郵送】

封筒に住所・氏名を記入して、次の宛先に郵送してください。  
〒286-0292（住所不要） 富里市課税課市民税班宛て  
申告書は、市公式ホームページからダウンロードできます。



#### 【窓口受付・相談】

「市民税・県民税の窓口受付・相談」は、富里市役所すこやかセンター2階会議室1で受け付けています。詳しくは、11ページをご覧ください。

## 申告受付・相談日時のご案内

### イオンモール成田2階イオンホールでの申告受付・相談日時 <成田市ウイング土屋 24 >

相談・受付内容	期間	時間
所得税の確定申告	3/16（月）まで （土・日曜日、休日を除く）	9:00～16:00

今年度の休日開閉は、イオンモール成田会場では実施しません。千葉西税務署をご利用ください。  
■日時 3月1日（日）8:30～16:00  
■場所 千葉西税務署  
<千葉県花見川区武石町1丁目520 >

#### 受付のお知らせ

- 9:00～10:00までは、立体駐車場3階の連絡通路を通り「2階C入口」から入ってください。
- 会場内の混雑緩和のため、入場には「入場整理券」が必要です。なお、入場整理券の配布状況に応じて、受付を早めに締め切る場合があります。
- 入場整理券は、当日会場で配布するほか、国税庁LINE公式アカウントで事前に入手することが可能です。

国税庁公式  
LINEアカウント▶



#### イオンモールで受けられない相談

- イオンモールでは、次の手続きなどは行っていません。税務署をご利用ください。
- 相続税の相談
  - 国税の納付
  - 納税証明書の請求、発行・申告書の閲覧サービス
  - 開示請求

## 市役所（すこやかセンター2階会議室1）での申告受付・相談日時

相談・受付内容	期間	時間
市民税・県民税の申告	3/16（月）まで （土・日曜日、休日を除く）	9:00～12:00 13:00～17:00
所得税の確定申告	3/16（月）まで （土・日曜日、休日を除く）	9:00～12:00 13:00～16:00

※3/1（日）は、市民税・県民税の申告受付・相談のみ実施します。受付時間は、9:00～12:00 / 13:00～16:00です。

### 所得税の確定申告 市役所での受付・相談に関するご案内

#### 来場時のお願い

- 収入金額・必要経費と各種控除の書類を整理して、持参してください。
- 農業者や事業者などは、収支内訳書を事前に作成してください。
- 書類が整っていないと、受付できない場合があります。

#### 受付のお知らせ

- 当日8:20時点で抽選【受付人数 午前40人・午後40人】
- 所得税の確定申告相談受付の順番は、当日8:20時点で複数の来場者がいた場合、「抽選」により決定します。
  - 防犯の面からも、午前8時前からの来場は控えてください。受付・相談開始目安時間は、会場に掲示します。時間によっては一時帰宅も可能です。
  - 抽選後（8:30以降）に制限人数に達しない場合は、そこから受付時間内での先着順とします。
  - ※受付は、午前40人・午後40人の人数制限を行っています。午後の受付が午後から始まるのではなく、制限人数に達した時点で受付を終了します。

#### 市役所で受けられない相談

確定申告のうち、次の相談は受けることができません。イオンモール成田で相談してください。

- 令和6年分以前の申告（過年分）
- 住宅借入金等特別控除（初めて受ける人、連帯債務のある人）の申告
- 事業を開始して初めての申告
- 営業や農業などの事業収入や不動産収入が500万円以上の申告
- 青色申告
- 配当所得の申告
- 譲渡所得（土地、建物、株式、会員権の売却など）の申告
- 災害の控除（台風災害などに係る雑損控除なども含む）の申告
- 贈与税、消費税の申告、準確定申告（亡くなった人の申告）

※上記以外でも、内容によってイオンモール成田を案内する場合があります。

## 申告に関するお知らせ

#### 医療費控除を受けるためには

医療費控除または医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の適用を受ける人は、領収書の代わりに「医療費控除の明細書」または「セルフメディケーション税制の明細書」を申告書提出の際に添付しなければなりません。

なお、領収書は提出を求められることがありますので、5年間保管する必要があります。（税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません。）

※医療保険者から交付された医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。（医療費通知とは健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」などです。）

問 課税課 ☎（93）0443

#### 国民健康保険・後期高齢者医療保険の所得申告

- 所得税や市民税・県民税の申告が必要のない人でも、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納税義務者は、世帯に属する加入者の所得や控除などの申告をしなければなりません。
- 申告の内容は国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の軽減措置や高額療養費の支給などの判定基準となります。申告がないと、軽減措置などを受けることができなくなります。収入が低く申告していない人が世帯にいる場合は、市民税・県民税の申告をするようにしましょう。

#### 問い合わせ先

- 国保年金課国保班 ☎（93）4083
- 国保年金課高齢者医療年金班 ☎（93）4085